

特定健診等を実施するための集合契約について

1. 特定健診、保健指導の概要

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、医療保険者は、平成20年度から、その40歳以上75歳未満の加入者に対して、特定健診、特定保健指導の実施が義務づけられることとなった。

いわゆる被用者保険（政管、組合健保、共済）が行う健診については、加入者のうち、被保険者本人に対しては事業所で特定健診、特定保健指導が実施される。しかし、被扶養者については、事業所での健診は行われず、また、事業所の所在地と関係なく全国各地に居住している可能性があることから、各地で特定健診、特定保健指導を実施できる体制を確保する必要がある。こうしたことから、被扶養者が全国各地の健診機関で受診できるよう、希望する医療保険者は集合契約に参加し、市町村国保と同じ条件で各地の健診機関を受診できるようにするため「保険者による健診・保健指導等の円滑な実施方策に関する検討会」で検討が進められてきた。

（注）保険者（国保、政府管掌健康保険（国）、組合健保、共済）については、それぞれ国民健康保険法、健康保険法、各種共済法等に基づいて、加入者に対する医療等を提供するために設けられた公法人、国又は地方公共団体である。国民皆保険制度の考え方に基づいて、我が国国民はいずれかの医療保険に加入している。

2 代表保険者と医師会等の地域の健診機関との集合契約の概要

（1） 現行の市町村と地区医師会等の地域の健診機関との契約

平成19年度まで、市町村は老人保健法に基づいて住民に対して健診等を提供する義務がある。市町村は、直営で健診を行う以外に、地区医師会等との契約により、市町村が定める単価で、健診機関のうち希望する者等を実施機関として健診を行ってきた。

これらの契約は、市町村の議会の議決を経た予算により決まった価格により、希望する健診機関に事業の実施を委託するものであり、独占禁止法上の問題は生じないと承知している。

(2) 平成20年以降の市町村国保と地区医師会等の地域の健診機関との契約

平成20年度以降は、市町村は国保の保険者としての立場で、引き続き、住民のうち、国保加入者に対して特定健診、特定保健指導を実施する義務があり、直営で健診を行う以外に、引き続き同様の委託契約を医師会等と結ぶこととなると考えられる。

(3) 代表保険者と医師会等の地域の健診機関との契約

平成20年度からは、各被用者保険の保険者が全国各地で被扶養者に対し地域社会で受診できるようにするため、希望する被用者保険者は、市町村国保が契約した地区医師会等の健診機関と、市町村が定めた単価と同額で健診の委託を行うことができるようにしたいと考えている。

この際、全ての保険者が全ての地区医師会等の健診機関と契約をすることは事実上困難であることから、契約事務の簡素化を図るため、各道府県ごとに代表保険者を選び（契約への参加を希望する保険者は代表保険者に対して委任状を提出する。）代表保険者と地区医師会等が契約事務を行うことを考えている。

これらの契約は、集合契約に参加する保険者が(1)(2)における市町村と同じ立場にたつものであり、集合契約への参加は、各保険者の判断によるものであり、集合契約への参加の有無にかかわらず、各保険者が、個別に地区医師会等や健診機関と契約を締結すること及びその契約内容が制限されるものではないことから、ただちに独占禁止法上の問題は生じないと考える。

3 代表保険者と日本病院会等の事業者団体との集合契約

(1) 現行の健康保険組合連合会と日本病院会等との協約

現在、健康保険組合連合会（健保組合の団体。以下「健保連」という。）は、日本病院会・日本人間ドック学会（健診機関の団体。以下「日本病

院会等」という。)と、人間ドック等の実施について、協約を締結している。その内容は、日本病院会等の会員健診機関のうち希望するものは、健保連が定める人間ドックについて、健保連が定めた価格以下で、日本病院会等の会員健診機関は提供することなどを内容とする。

その際、健保連は、日本病院会等の会員健診機関に対して、具体的にいくらで提供するのかについて照会し、そのリストを会員保険者に提供している。健保連と会員組合の間、日本病院会等と会員健診機関の間には、契約はない。

これらの協約については、買い手に当たる健保連が価格を定めていること、価格リストも健保連が会員健診機関に照会し作成していること、集合契約への参加は、各保険者の判断によるものであり、集合契約への参加の有無にかかわらず、各保険者が、個別に健診機関と契約を締結すること及びその契約内容が制限されるものではないことなどから、ただちに独禁法上の問題は生じないと理解している。

(2) 代表保険者と日本病院会等の契約

平成20年度からの特定健診の実施に当たり、希望する被用者保険の保険者は、特定健診の項目を含む人間ドック等の実施について、代表保険者が定めた価格で、日本病院会等の希望会員健診機関が実施することなどを内容とする契約の締結を希望している。

これらの契約についても、買い手に当たる代表保険者が価格を定め、日本病院会等との契約への参加は、各保険者の判断によるものであり、集合契約への参加の有無にかかわらず、各保険者が、個別に健診機関と契約を締結すること及びその契約内容が制限されるものではないことから、ただちに独禁法上の問題は無いと考えている。